

火災予防条例の一部改正

- 改正条例**
1. 火災予防条例第13条（蓄電池設備）
 2. 別表第3（厨房設備の離隔距離）

火災予防条例の基準を定めている省令（総務省令第48号）が改正されたため、葉山町火災予防条例についても改正を行うものです。

火災予防条例では、火を使用する設備の位置、構造、管理など、安全に関する基準が定められています。

● 火を使用する設備とは

炉、ふろがま、厨房設備、ボイラー、ストーブ、変電設備、蓄電池設備などに分類されており、容易に移動ができないものをいいます。

今回、火を使用する設備の中で「蓄電池設備」と「厨房設備の一部」について改正を行います。

蓄電池設備

● 蓄電池設備とは、電気を蓄えておく電池をいいます。

現在、蓄電する量が 4,800Ah・セル以上となる場合は、条例による規制の対象となっています。

規制の目安として使われていた **Ah・セル**という単位は、今まで広く普及していた「鉛蓄電池」液体式の鉛バッテリーを想定して使われてきました。

しかし、近年、一般家庭に設置されることが増えている太陽光発電（ソーラーパネル）の蓄電池については、新しいタイプの電池「リチウムイオン電池」が多く使われています。これは、先の「鉛バッテリー」とは電圧（セル）が異なるため、同じ4,800Ahでも電圧（セル）に差が生じています。 【別表1】参照

※電圧とは電気を押し出すパワー

これらの問題を解消するため、改正を行います。

- 単位については電圧を含めた単位である kWh へ変更する。
- 蓄電池設備の潜在的な火災リスクは、電気量（電気エネルギー）に依存すると考えられていることから、あらためて基準値の見直しをした。
（基準値を10kWhとして見直し）
- 蓄電池の種類（特徴）に応じた設置方法に改めた。

セルとは電圧(V)
鉛蓄電池の 1セルは 2V の電圧を発生

【別表 1】

従来の基準値としていた 4,800Ah・セルを kWh に変換した場合の比較				
種類	Ah (アンペアアワー)	セル (電圧)		kWh (キロワットアワー)
鉛蓄電池	4,800	2		9.6
ニッケル水素蓄電池		1.2		5.76
リチウムイオン蓄電池		3.7		17.76

電流容量 (Ah) × 電圧 (V) ÷ 1000 = kWh

例：4,800Ah × 2V = 9600 ÷ 1000 = 9.6kWh となる

電圧(パワー)が大きければ同じ時間内でもたくさんの電気を流せる。

【別表 1】のとおり、規制の基準とされていた鉛蓄電池 4,800Ah・セルは 9.6kWh となることから、10kWh を基準値として考え【別表 2】のとおり見直しをした。

従来の基準値 4,800Ah・セル **新たな基準値 10kWh**

【別表 2】

基準	蓄電池量	条例への適合	届出
新	10kWh 以下	対象外	不要
	10kWh 超～ 20kWh 以下	条例への適合が必要 又は「標準規格」に適合	不要
	20kWh 超	条例への適合が必要 「標準規格」に適合する場合は一部緩和	必要
旧	4,800 Ah・セル未満	対象外	不要
	4,800 Ah・セル以上	条例への適合が必要	必要

参考

蓄電池設備の届出件数

単体で設置 21 箇所 (携帯電話基地局の鉛蓄電池)

その他設置 各対象物の消防用設備の非常用電源等 (個別台帳で管理)

一般家庭に設置されるソーラーパネルの蓄電池設備は 5 kWh～15kWh

※ 届出は不要であるが、10kWh を超えると条例への適合が必要